

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市は、大隅半島の北西部に位置し、本市の西部は鹿児島湾に面しており、鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上・陸上交通の要所となっています。本市の市街地は、西海岸沿線の中央部に位置し、背後地には烏帽子岳、七岳、びしゃご岳、横岳、御岳等の高隈連山があり、自然に恵まれ、牛根境の桜並木や霧島錦江湾国立公園、高峠つつじヶ丘公園、垂水千本イチョウ、猿ヶ城溪谷（本城川）、高隈山県立自然公園、アコウ並木等の観光や市民の憩いの場として利用されています。

このような豊かな自然環境の下で、農畜産業、漁業を中心とする経済の発展に支えられ、市民の生活は豊かで便利になってきましたが、一方、経済活動の結果として、資源の大量消費、ごみの増加、空き家・耕作放棄地の増加、生物多様性の危機等身近な環境問題が顕著になりつつあり、更には地球温暖化など、地球規模の環境問題も指摘されています。更に、本市特有の環境問題として、桜島の降灰による生活環境の悪化が挙げられます。また、地球温暖化などの地球規模の問題も無視できません。

環境問題を解決していくためには、環境の現状を正しく理解し、長期的な視点で対策を立案し、市・市民・事業者が互いに連携・協働しながら、環境保全に取り組むことが必要となります。環境に関する問題を解決し、次世代によりよい環境を残すため、「垂水市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することにしました。

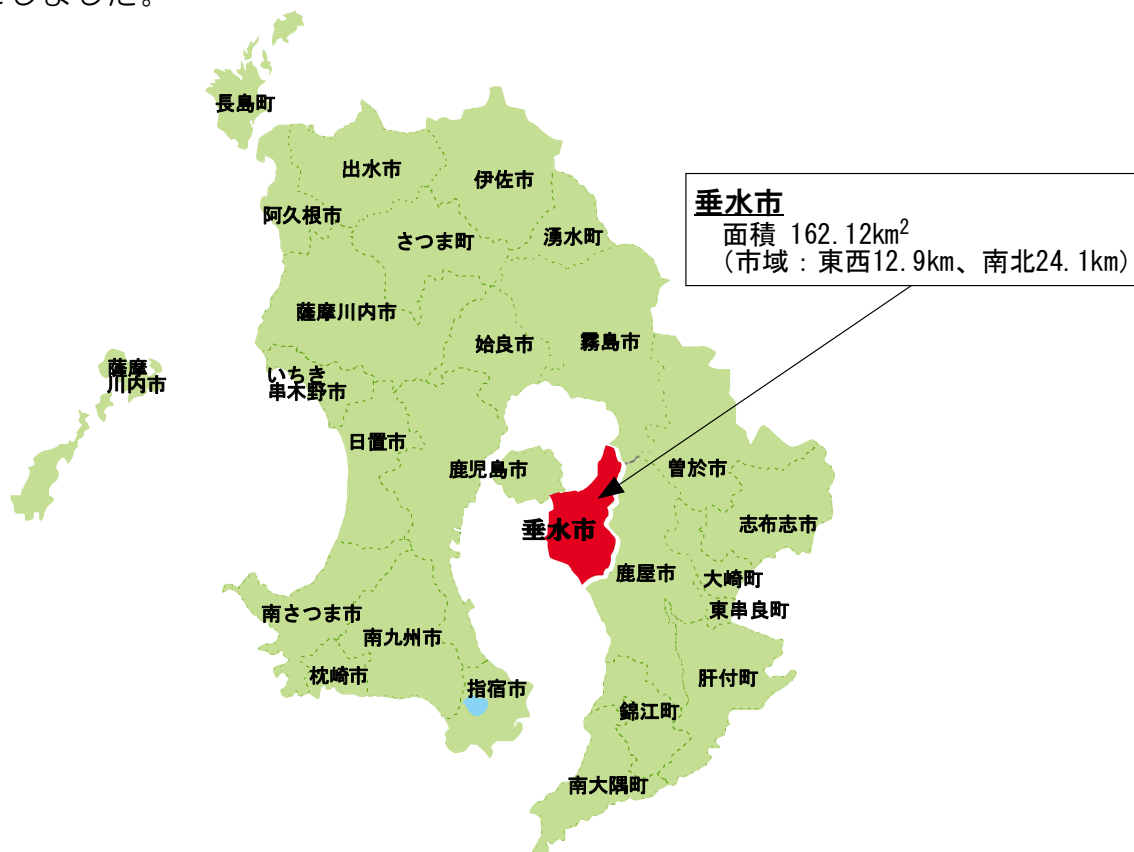


図 1-1 垂水市の位置

2 計画の位置づけ

本市では、平成 20 年 3 月に策定された「第 4 次垂水市総合計画」において、まちの将来像を「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」と定めて、環境に配慮したまちづくり、地域資源を活用したまちづくりを進めています。本計画は、第 4 次垂水市総合計画を上位計画とし、本市の関連計画をはじめ国や県の各種計画との整合がとれるように調整します。

なお、本計画は、「垂水市環境基本条例」第 9 条に基づいて策定します。

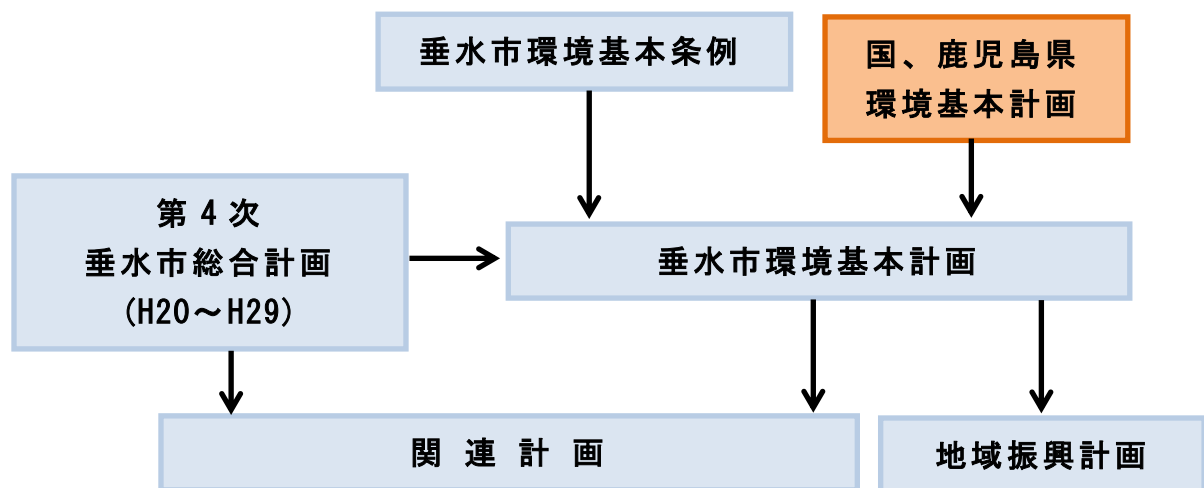


図 1-2 垂水市環境基本計画の位置づけ

[第 4 次垂水市総合計画 まちづくりの基本理念と将来像]

まちづくりの基本理念を、市民と協働のまちづくり、将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくり、地域資源を活用したまちづくりとし、まちの将来像を、「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」とします。

[垂水市環境基本条例]

第 9 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

3 計画の目標年度と計画期間

本計画の目標年度は平成37年度とし、計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

また、計画策定から5年後の中間年度(平成32年度)には、計画の進捗状況を点検・評価し、その時点の社会・環境状況などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

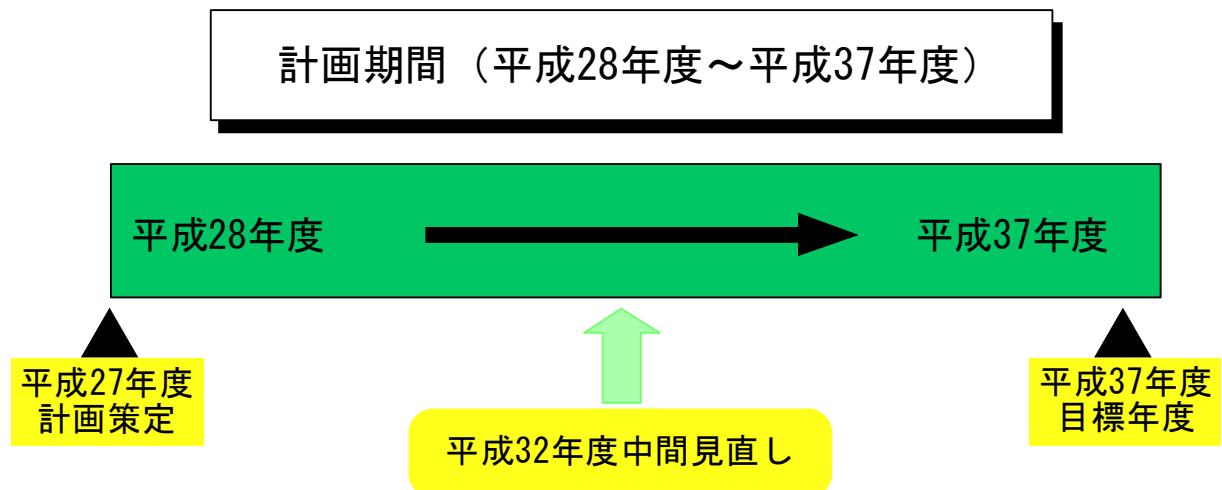


図1-3 計画期間と中間期間

4 対象とする地域と計画の範囲

計画の対象地域は本市全域とします。ただし、本市単独では解決できない広域的な問題等については、周辺自治体や県、国と連携して取組みます。また、対象とする環境は、地球環境、自然環境、生活環境、教育・学習環境とします。

[自然環境]

山林保全、溪谷保全、動植物の保全

[生活環境]

大気保全・悪臭対策、騒音・振動防止対策、海・河川等水質保全、化学物質対策

[地球環境]

エネルギー対策、自動車対策、バイオマス有効利用、ごみの再資源化・減量

[教育・学習環境]

人と人、人と自然の豊かな関係づくり、環境理解の向上